

審査登録申請書

J I A-Q Aセンター御中

申請目的：初回登録 更新 変更 アップグレード
登録移転 予備審査
 審査登録：単独登録 全社登録

受付番号	
受付日	年 月 日

J I A-Q Aセンターの品質マネジメントシステム審査登録を受けたいので以下の通り申請します。この申請書の内容は事実に基づき適正に記入しました。

見積依頼日： 年 月 日	申請日： 年 月 日
--------------	------------

申請の権限を有する責任者をご記入ください。

申請者 (有権責任者)	社名			
	住所	〒		
	申請者役職・氏名			
	TEL:	FAX:	Email:	
法人代表者	役職名:	氏名:		
英語表記				
審査対象場所	全事業所の所在地数: 箇所	今回受審する範囲の事業所の所在地: 箇所		
除外希望の生産事業所名称*				
審査対象人員	全社総人数: 人	今回受審する範囲の総人数: 人		
登録規格	IATF 16949:2016	顧客名: (複数ある場合顧客要求事項リストによる: QI-503TSj) 遠隔地支援事業所に顧客がフォーマテータが直接イブットされている機能があるか? (□ない) (□有る: 事業所名: (例: 本社))		
製品の設計	<input type="checkbox"/> 除外なし: <input type="checkbox"/> 組織/ <input type="checkbox"/> アウトソース (名称:) <input type="checkbox"/> 除外あり: <input type="checkbox"/> 顧客責任→ <input type="checkbox"/> 組織に設計責任なしの証拠添付(顧客との契約書、組織の定款等)			
審査言語	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> ()	報告書言語	日本語	
認証取得マネジメントシステム:	<input type="checkbox"/> ISO9001:2015 <input type="checkbox"/> ISO14001:2015			
現在又は以前の IATF 認証情報	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 無効(<input type="checkbox"/> 解除、 <input type="checkbox"/> 取消) 認証機関: () 登録証番号			
他機関の予備審査の受審実績	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 * 2回以上予備審査を受けることはできません。			
コンサルタント活用:	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 下記を活用中 <input type="checkbox"/> 活用予定) <input type="checkbox"/> 無 社名: 氏名:			
他機関が審査している生産事業所からそこを支援している部門の審査を弊センターに要求しているか?	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*有の場合は QI-503TSf-1 を添付してください。 生産事業所数を記入してください。(他機関生産事業所数:)			
他機関の審査を受けている遠隔地支援部門の有無:	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有*有の場合は QI-503TSf-2 を添付して下さい			

審査希望日 (日程は調整のうえ決定いたします。)

ステージ 1 審査	第1希望	年	月	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬	-	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬
	第2希望	年	月	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬	-	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬
ステージ 2 審査	第1希望	年	月	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬	-	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬
	第2希望	年	月	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬	-	<input type="checkbox"/> 上旬	<input type="checkbox"/> 中旬	<input type="checkbox"/> 下旬
申請者特記事項 (保安事項他):										
* 申請時は以下を可能な限り A4 判で添付してください。 1. 該当する場合現行登録証の写し 2. 登録移転の場合は、QA センター別途指定の文書										

※本申請書でご提供いただいた個人情報は、JIA-QA センターが行う申請者への連絡及び情報提供、並びに JIA-QA センターが実施する審査登録サービスを運営するために必要な業務のために利用いたします。

* 全社登録制度で、認証の除外を希望する生産事業所名称を記載してください。詳細は「事業所情報」(QI-503TSf-4)へ記載願います。

申請書添付資料

- 別紙 1 申請者の設立年月日、沿革、資本金及び役員の氏名
※（会社案内のコピー可）
- 別紙 2 顧客指定の製品リスト [QI-503TSe]
- 別紙 3 敷地及び建物の平面図（審査対象となる部署と除外する部署を識別した概略図：小規模組織省略可）
※拡張生産事業所を申請時は、拡張生産事業所の記載も含む。
- 別紙 4 会社全体の組織図。（対象部署と対象でない部署を明確に識別してください。）
- 別紙 5 申請範囲外のすべてのサイト（支店、営業所、製品又は資材倉庫・置き場（借り倉庫も含む）等）の所在地一覧
- 別紙 6 関連する法的義務（遵守すべき要求事項確認票 [QI-503TSq]）
- 別紙 7 品質に関わる戦略的な経営レベルでの、「外部・内部の課題」及び「利害関係者のニーズ・期待」並びに「これらに関連するリスクと機会」の概要
（事業計画や中長期計画の中の事業環境分析、マーケティングの SWOT 分析、マネジメントレビューなどの形で文書化されている場合は、その文書をご提出ください。）
- 別紙 8 設計責任なしの証拠資料（顧客との契約書、組織の定款等）

詳 細 情 報

詳細見積をご希望の場合及び申請の場合は、以下に必ずご記入のうえ審査登録申請書[QI-503TSa]に添付してください。[英文併記]の指定箇所には、英語表記をお願いします。電子メールは可能でしたらご記入ください。

今回受審の範囲（生産事業所及び遠隔地支援事業所は、審査対象事業所記入用紙[QI-503TSc 追加]に記入してください。）

審査対象範囲（下記に詳述）：	<input type="checkbox"/> 生産事業所	（	箇所	<input type="checkbox"/> 拡張生産事業所	（	箇所
	<input type="checkbox"/> 遠隔地支援事業所	（	箇所			

品質マネジメントシステム上の経営者

会社名・事業所名・部署名：					
役職名		氏名		カナ	
住 所	〒				
TEL		FAX		Email	

品質マネジメントシステム上の管理責任者

会社名・事業所名・部署名：					
役職名		氏名		カナ	
住 所	〒				
TEL		FAX		Email	

事務担当連絡者（申請内容、日程調整、その他事務的事項の担当者を1名ご記入ください。）

会社名・事業所名・部署名：					
役職名		氏名		カナ	
住 所	〒				
TEL		FAX		Email	

会社名・事業所名・部署名：					
役職名		氏名		カナ	
住 所	〒				
TEL		FAX		Email	

審査対象事業所記入用紙（生産事業所毎に作成してください。また、遠隔地支援事業所は登録証記載順に記入して下さい。）

生産事業所 No.			
製品、プロセス又はサービスの範囲 [注(6)(7)参照]			
(日本語) :			
(英語) :			
名称 (日本語) :		人数	人
(英語) :		パートタイマー等[注(8)参照]	人
所在地 (日本語) : 〒			
(英語) :			
事業所の連絡責任者 :			
役職名 (和文)		氏名	カナ
TEL :	FAX :	Email :	
最寄駅	線	駅から約	k m で約 分
認証取得 (ISO 9001)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (登録証添付)		
製品設計責任 (IATF 16949)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (QI-503TSa 参照)		
アウトソースされたプロセスの有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (品質マニュアルの該当ページを添付(プロセスと会社名))		
現地で話される言語	マネジメント要員	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	支援要員	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	製造要員	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他 ()	
拡張生産事業所 1		人数	人
名称 (日本語) :			
(英語) :			
所在地 (日本語) : 〒			
(英語) :			
業務詳細 (日本語) :			
最寄駅	線	駅から約	k m で約 分
上記の単一生産事業所と拡張生産サトの移動時間		k m	で約 分

遠隔地支援事業所 1			
名称 (日本語) :			
(英語) :			
所在地 (日本語) : 〒			
(英語) :			
登録証に表記する支援機能 (日本語) :			
(英語) :			
最寄駅	線	駅から約	k m で約 分
遠隔地支援事業所 2			
名称 (日本語) :			
(英語) :			
所在地 (日本語) : 〒			
(英語) :			
登録証に表記する支援機能 (日本語) :			
(英語) :			
最寄駅	線	駅から約	k m で約 分
IATF OEM 名及び供給者コード : <input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有 (IATF OEM 名 : /供給者コード :) (量産品の供給だけでなく、サービス部品のみの供給であっても、必ず記入する)			

注 : (1) 遠隔地支援事業所の支援機能は、申請書の「遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト」(QI-503TSi) から選択して記載して下さい。

(2) 最寄駅の欄の記入は、事業所が重複する場合、最初の一箇所のみで結構です。

(3) IATF OEM が顧客の場合は、顧客から付与された生産事業所の供給者コード (supplier code) を記入願います。supplier code が無い場合は、客観的証拠を添付願います。
なお、「供給者コード形式の一覧表」(QI-503TSc-2) によりコード形式を確認の上、記入願います。

(4) 拡張生産事業所のある単一生産事業所を申請する場合は、IATF 承認取得メール付属書 4 に適合するか、「拡張生産事業所のある単一生産事業所の適用可否チェックリスト(様式 QI-503TSr)」を添付すること。

(5) 拡張生産事業所の「業務の詳細」は、その事業所で実際に行われている製造業務の具体的内容を記載願います。(IATF 承認取得メール付属書 4 の検証に使用する)

(6) 顧客への完成品の製造だけでなく、後工程としての他の生産事業所に製品を送付している場合、この製品の範囲も記入して下さい。

(7) ①「自動車用」は使用しない。②「設計・開発」は使用しないで、「設計」とする。③「販売、エンジニアリング、サービス、倉庫保管、順序付け、等」の支援機能名は使用しない。

(8) 「人数」の内数 : パートタイマー、契約従業員、直近 6 ヶ月の日雇い労働者の平均人数及び臨時従業員の人数

遠隔地支援事業所 3					
名称 (日本語):					
(英 語):					
所在地 (日本語): 〒					
(英 語):					
登録証に表記する支援機能 (日本語):					
(英語):					
最寄駅	線	駅から約	k m	で約	分
遠隔地支援事業所 4					
名称 (日本語):					
(英 語):					
所在地 (日本語): 〒					
(英 語):					
登録証に表記する支援機能 (日本語):					
(英語):					
最寄駅	線	駅から約	k m	で約	分
遠隔地支援事業所 5					
名称 (日本語):					
(英 語):					
所在地 (日本語): 〒					
(英 語):					
登録証に表記する支援機能 (日本語):					
(英語):					
最寄駅	線	駅から約	k m	で約	分
遠隔地支援事業所 6					
名称 (日本語):					
(英 語):					
所在地 (日本語): 〒					
(英 語):					
登録証に表記する支援機能 (日本語):					
(英語):					
最寄駅	線	駅から約	k m	で約	分
遠隔地支援事業所 7					
名称 (日本語):					
(英 語):					
所在地 (日本語): 〒					
(英 語):					
登録証に表記する支援機能 (日本語):					
(英語):					
最寄駅	線	駅から約	k m	で約	分
IATF OEM 名及び供給者コード: <input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有 (IATF OEM 名: /供給者コード:) (量産品の供給だけでなく、サービス部品のみの供給であっても、必ず記入する)					

- 注: (1)遠隔地支援事業所の支援機能は、申請書の「遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト」(QI-503TSi)から選択して記載して下さい。
(2)最寄駅の欄の記入は、事業所が重複する場合、最初の一箇所のみで結構です。
(3)IATF OEM が顧客の場合は、顧客から付与された生産事業所の供給者コード(supplier code)を記入願います。supplier code が無い場合は、客観的証拠を添付願います。
なお、「供給者コード形式の一覧表」(QI-503TSc-2)によりコード形式を確認の上、記入願います。
(4)拡張生産事業所のある単一生産事業所を申請する場合は、IATF 承認取得#付属書 4 に適合するか、「拡張生産事業所のある単一生産事業所の適用可否チェックリスト様式 QI-503TSr」を添付すること。
(5)拡張生産事業所の「業務の詳細」は、その事業所で実際に行われている製造業務の具体的内容を記載願います。(IATF 承認取得#付属書 4 の検証に使用する)
(6)顧客への完成品の製造だけでなく、後工程としての他の生産事業所に製品を送付している場合、この製品の範囲も記入して下さい。
(7)①「自動車用」は使用しない。②「設計・開発」は使用しないで、「設計」とする。③「販売、エンジニアリング、サービス、倉庫保管、順序付け、等」の支援機能名は使用しない。
(8)「人数」の内数:パートタイマー、契約従業員、直近 6 ヶ月の日雇い労働者の平均人数及び臨時従業員の人数

供給者コード形式の一覧表

OEM	ブランド、地域、傘下企業等	供給者コード(supplier code)形式
BMW	BMW, MINI, Rolls Royce, BMW Motorrad, BMW Brilliance Automotive(China)	<ul style="list-style-type: none"> ・6桁数字-2桁数字 (BMW-Supplier Code) (例)123456-78 ・単一の供給者コード
Mercedes-Benz Group AG	Europe, その他地域, JV(合弁会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・8桁数字 (Daimler supplier code) (例)12345678 (-X) ・8桁の数字の後にアルファベット大文字が続く場合もある。 ・複数の供給者コードが存在し得る。
Ford	FORD, Lincoln, Auto Alliance Thailand(AAT) (Rayong,Thailand), Jiangling Motor (JMC) (China), Sollers (Russia), Otosan (Turkey), ChangAn Ford (CAF)(China)	<ul style="list-style-type: none"> ・5桁英数字 (Ford GSDB code) ・複数の供給者コードが存在し得る。 ※ 複数ある場合は、Primary site codeを入力
General Motors (GM)	GM, SGM(China), GMW(China), Duramax, GMCH	<ul style="list-style-type: none"> ・9桁数字 (DUNS Number) ・複数の供給者コードが存在し得る。 ※ 複数ある場合は、Manufacturing site codeを入力
Jaguar Land Rover (JLR) Limited		<ul style="list-style-type: none"> ・5桁英数字 ※ Quick Reference Guideは未発行
Renault Group	Renault, Dacia, Alpine, Renault Samsung Motors, Lada	<ul style="list-style-type: none"> ・6桁数字-2桁数字 (COFOR コード) (例) 679822-77 ※ 先頭に0が存在する場合は無視する ・単一の供給者コード ・JVには供給者コードなし
Stellantis (旧 FCA US LLC)	Chrysler, Dodge, US Jeep	<ul style="list-style-type: none"> ・5桁数字。1文字もしくは2文字の英大文字が付くこともある。 (例)12345, 12345A, 12345AB ・単一の供給者コード
Stellantis (旧 FCA Italy SpA)	Fiat, Alfa Romeo, Lancia, Italy Jeep, TOFAS(JV Turkey), GAC(JV China), FAP(Fiat Auto Poland), FAS(Fiat Auto Serbia)	<ul style="list-style-type: none"> ・10桁数字(0を含める。) (例)0130005798, 0800000059, 0000054283 ・単一の供給者コード
Stellantis (旧 PSA)	Peugeot Citroen, DS, Opel, Vauxhall	<ul style="list-style-type: none"> ・6桁英数字-2桁英数字 ・単一の供給者コード ・JVには供給者コードなし
Volkswagen AG	VW, Audi, Porsche, SEAT, Skoda,その他のブランド、JVまたは子会社	<ul style="list-style-type: none"> ・9桁数字 (DUNS Number) ・単一の供給者コード
Geely (吉利汽車)		<ul style="list-style-type: none"> ・6桁英数字 ※ Quick Reference Guideは未発行
IVECO Group		<ul style="list-style-type: none"> ・3桁英数字-2桁数字 ※ Quick Reference Guideは未発行

詳細については、各 OEM の Quick Reference Guide を参照願います。

<https://www.iafglobaloversight.org/oem-requirements/quick-reference-guides/>

		注1 製品 設計、製造、付帯サービスを含む Products, Processes or Services	注2 調達品（外注品・購入品） Procurement for Outside Source	注3 主要工程 Process	[上行] 主要顧客 [下行] 関連サイト (前ページの生産事業所 No. を記入)
1	日本語				主要顧客 関連サイト
	英文				
2	日本語				主要顧客 関連サイト
	英文				
3	日本語				主要顧客 関連サイト
	英文				
4	日本語				主要顧客 関連サイト
	英文				

<注> 注1 製品欄記載例：「内外装部品の設計及び製造」「エンジン部品の製造」等。

注2 調達品は、原材料、コントロール部品、電装部品、切削品、成形品などの主要製品名を記載してください。

注3 工程は、「営業－設計－調達－受入検査－組立（工事）－最終検査－梱包－引渡－付帯サービス」などと記載してください。特に設計の有無は必ず記載してください。また、アウトソースしたプロセスには、次の丸数字を記載してください。（①全てのプロセスを全て委託、②一部のプロセスを全て委託、③全てのプロセスが委託もある、④一部のプロセスが委託もある）

太線内の製品、プロセス又はサービスについては、必ず英文を併記してください。その他の部分については特に英文を記入する必要はありません。

顧客指定の製品リスト

組織名：
 生産事業所名：
 審査識別番号：

顧客	登録証に表記されている [a] 自社で製造している製品 (自社/製造委託先)	登録証に表記されていない [b] 自社以外で製造している製品 (兄弟会社/製造委託先/他)
[I] 自動車産業顧客 ① ② ③	IATF 登録証に表記されている製品名 ・ ・ ・ (具体的な製品内容) ※1 ・ ・ ・	・ (補足説明) ※2
[II] 自動車産業以外の顧客 ① ② ③	・ ・ ・ (具体的な製品内容) ・ ・ ・	・ (補足説明)

※[I -a] 太線内の製品が、登録証に表記されます。

※[I -a] 及び[I -b] 太線内の製品が、IATF 審査対象になります。

※1(具体的な製品内容)

記入例：ハンドブレーキレバー、サーキットボード等

※2(補足説明)

例

海外の兄弟会社で製造した、自社の登録証に表記されていない製品を自動車産業顧客に自社から出荷している場合など。

事業所情報（他の審査機関の審査を受けている生産事業所に対する遠隔地支援部門）

（注）他の審査機関の審査を受けている生産事業所毎に作成してください。

[他の審査機関の審査を受けている生産事業所] 生産事業所名称： 生産事業所住所： 生産事業所従業員数： 人			支援している プロセス名、支援機能名					
[他の審査機関の審査を受けている生産事業所を支援している遠隔地支援事業所] （注）複数の支援事業所が支援している場合、全ての支援事業所名を記載して下さい。 支援事業所名称：			プロ セ ス 名					
			支 援 機 能 名					
遠隔地支援事業所名称	部署名	人数						
合計人数								
支援している製品名称 範囲外欄：JIA 登録証の範囲外 製品は×印 プロセス名欄：対象に○印	製品名称	範囲外						
顧客名及び 顧客固有要求事項 支援した製品名・車種名	顧客名	顧客固有要求事項	支援した製品名・車種					
他機関情報	審査機関名称							
	初回又は更新審査日（又は予定日） 年月日の前に初回はA、更新1回目 以降B, C, Dを記入		（ 年 月 日）					
	※他機関 登録証(英文)コピー添付 (含む付属書(Appendix))							
※IATF の OEM 名及び供給者コード： 例：VW・・・100203039○○								

※本資料の申請は、他の審査機関で IATF 16949 の審査登録が終了していること。

※「供給者コード形式の一覧表」（QI-503TSc-2）によりコード形式を確認の上、記入願います。

事業所情報（他の審査機関の審査を受けている遠隔地支援部門のある生産事業所）

生産事業所名称
住所（〒）
責任者（役職）

TEL / FAX
連絡担当者名

a)	遠隔地支援部門の 組織名称及び部門名称	
	同上 住所	
	審査機関名称	
	生産事業所が受ける支 援機能（プロセス名 称）	
b)	遠隔地支援部門の 組織名称及び部門名称	
	同上 住所	
	審査機関名称	
	生産事業所が受ける支 援機能（プロセス名 称）	
c)	遠隔地支援部門の 組織名称及び部門名称	
	同上 住所	
	審査機関名称	
	生産事業所が受ける支 援機能（プロセス名 称）	

事業所情報（生産事業所の製造工程毎の詳細情報）

生産事業所名称

住所（〒）

責任者（役職）

TEL / FAX

連絡担当者名

製造工程名称	シフト	作業時間	人数	審査サイクル		
				CR	S1	S2
例 熱処理工程	1シフト (基準含む)	08:00 ~ 17:00	8 人	○	○	
	2シフト	17:00 ~ 02:00	6 人	○		○
	3シフト	23:00 ~ 08:00	2 人	○	○	
1	基準	: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
2	基準	: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
3	基準	: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
4	基準	: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
5	基準	: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
6	基準	: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
7	基準	: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			
		: ~ :	人			

注1) シフトがない工程についても、基準勤務については記述願います。

注2) 生産事業所にある工程で、交替勤務があるものは、交替勤務を全て挙げて下さい。

注3) 工程名称、及びシフト名称は実際にお使いのものを記入願います。また、工程は「加工組立工程」などのように複数の工程表記ではなく、「加工工程」と「組立工程」などのように単独の工程に区分して記入願います。

注4) 審査サイクルの欄は JIA-QA センターが使用します。(記入の必要はありません。○は計画、●は実績を記入)

事業所情報（全社登録制度で認証の除外を希望する生産事業所）

〈根拠規定〉：IATF 承認取得ルール 1.0 項 IATF16949 認証取得資格

- (1) IATF16949 は、顧客指定の生産用部品、サービス用部品、及び/又はアクセサリ部品を製造する依頼者の全ての生産事業所に適用される。
- (2) IATF16949 の認証取得資格に関する要求事項を満たし、自動車産業顧客に顧客指定の生産用部品を供給する生産事業所であっても、その顧客が IATF16949 に対する第三者認証を要求していない場合において、依頼者から審査機関への要請があれば、その生産事業所を除外してもよい。

(注) 除外を希望する生産事業所毎に作成してください。

[除外希望の生産事業所] 生産事業所名称： 生産事業所住所： 生産事業所従業員数：			
顧客指定の製品名称	製品名称		
顧客名及び顧客固有要求事項 ※対象顧客の全てが、IATF16949 の第三者認証登録を要求していないことを明確に示すこと。	顧客名	第三者認証登録要求 有無	判断の根拠 ※
		□無し □あり	
		□無し □あり	
		□無し □あり	
		□無し □あり	

主要プロセスと支援プロセスの説明

自動車産業 QMS 規格は組織のプロセスに沿って審査を行うことを要求しています。そこで、主要（メイン）プロセスと支援（サポート）プロセスについて下記の通り分類してください。何を主要プロセスとするかは、製品の性質、どのようなプロセスを経て製品を製造するかで異なりますので、それぞれの企業で選定すべき事項です。

（例：カレーライスを作るときに、レトルトパックを利用するのと、ルーから作るのとでプロセスが異なるように。）

1. 主要プロセス

顧客に対して顧客要求事項を満足した製品をお届けするためには不可欠なプロセスで、これを失敗すると直ちに製品の性質、納期に影響を与えることが予想されるプロセスです。

例：営業、製品及びプロセス設計、購買、生産管理、製造、品質保証、サービス、出荷、市場調査、製品・プロセス評価

2. 支援プロセス

主要プロセスを支えるプロセスで、これを失敗すると直ちに製品の品質・納期に影響を及ぼすことはないかもしれないが、品質マネジメントシステムの有効性低下を招くプロセスです。

例：営業、購買、設備計画、保全、教育・訓練、校正、情報技術・生産管理、市場調査、事業計画

同じプロセス名が主要プロセスにも支援プロセスにも書いてあるものがありますが、上記に示す理由で組織がどちらに含めるべきかを決定すべきものです。

プロセス名称は、「遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト」から選択して記載して下さい。審査は、組織が実行しているプロセスの中で、主要プロセスに焦点を当てて行います。支援プロセスは出来るだけ主要プロセスと関連づけて審査します。

遠隔地支援事業所支援機能の表記リスト

登録証及び IATF データベースへ表記する遠隔地支援事業所の支援機能を、下記リストの中から英語と日本語のセットで選択して下さい

	支援機能 (IATF データベース上の用語)	参考：支援機能の参考訳
1.	Aftersales	アフターセールス
2.	Calibration	校正
3.	Continuous Improvement	継続的改善
4.	Contract Review	契約内容確認
5.	Customer Service	顧客サービス
6.	Distribution	出荷管理
7.	Engineering	エンジニアリング(工場生産設備)
8.	Facilities Management	施設管理
9.	Finance	ファイナンス
10.	Human Resource	人事
11.	Information Technologies	情報技術
12.	Internal Audit Management	内部監査マネジメント
13.	Laboratory	試験所
14.	Logistics	物流
15.	Maintenance	保守、保全
16.	Management Review	マネジメントレビュー
17.	Marketing	マーケティング
18.	Packaging	梱包
19.	Policy Making	方針策定
20.	Process Design	工程設計
21.	Product Design	製品設計
22.	Production Equipment Development	生産設備開発
23.	Purchasing	購買
24.	Quality System Management	品質システムマネジメント
25.	Repair	修理
26.	Research & Development	研究開発
27.	Sales	営業
28.	Sequencing	生産順序づけ
29.	Servicing	サービス
30.	Strategic Planning	戦略企画
31.	Supplier Management	供給者管理
32.	Testing	試験・検査
33.	Training	教育訓練
34.	Warehousing	倉庫保管
35.	Warranty Management	補償管理

マネジメントP、生産管理P、品質保証Pには、一般的には以下の機能を含むことがあります。個別の状況により変わり、これらには限りません。

マネジメントP：Strategic Planning（戦略企画）、Policy Making（方針策定）、
Management Review（マネジメントレビュー）

生産管理P：Purchasing（購買）、Distribution（出荷管理）、Logistics（物流）

品質保証P：Quality System Management（品質システムマネジメント）

生産事業所名称 :

生産事業所 No. :

顧客固有要求事項 (CSR) リスト

No.	顧客名称	顧客固有要求事項 (CSR) (品質マネジメントシステムの要求事項に関わる顧客の文書) (注 3)	発効日 (文書の適用日)

注 1) 生産事業所毎に、取引のある全ての自動車関連顧客について、記述願います。
注 2) 顧客への完成品の製造だけでなく、後工程としての他の生産事業所に製品を出荷している場合、この生産事業所も顧客として記入して下さい。
注 3) 顧客が、顧客の取引先の CSR 適合を要求している場合には、該当する CSR を併記すること。

要求事項対プロセス一覧表 [例]

IATF 16949 : 2016



QI-0503TSk : IAT
F16949要求事項対

※ご提出いただく資料は、本一覧表と同等のものであれば、様式は問いません。

顧客固有要求事項対プロセス一覧表 [例]



顧客要求事項・プロセス対応表.xls

※ご提出いただく資料は、本一覧表と同等のものであれば、様式は問いませんが、品質マニュアル文書に含まれている必要があります (IATF 16949:2018 7.5.1.1 d) 参照)。

[遠隔地支援機能]と[生産事業所のプロセス]との相互作用関連表 [例]



QI-503TSs : [遠
隔地支援機能]と[生

※ご提出いただく資料は、本一覧表と同等のものであれば、様式は問いません。

組織名：

審査管理番号：

申請添付資料確認一覧表 (IATF 16949)

注 1)：初回申請時は、全ての情報を添付して下さい。

注 2)：定期及び更新審査申請時は、*印のものはその都度、その他は変更がある場合のみ添付して下さい。

注 3)：複数サイトを有する場合、サイト毎の組織のプロセッサー順序及び相互作用を示すフロー図を提出下さい。

注 4)：IATF OEM 懸念事項を必ず審査計画時のインプットとして提出をお願いします。

(ルールは、前回審査以降の顧客及び内部パフォーマンスデータ、前回審査以降の顧客満足及び苦情の要約を要求している。最新の顧客報告書及び/又はスコアカードのコピーを含み、審査記録の一部として記録し保管すること。IATF の OEM が顧客でありながらデータが無い場合は、客観的証拠を添付願います。GM のスコアカードは 6-Panel Report であり、Bid list は添付しないこと)

IATF ルール 条項	ご提出いただく情報	詳細 ※関連文書・リファレンス	提出 予定日	JIA 記入欄
【申請書類関係】				
5.7.1 a) 6.1 6.5.1 a):④ 6.5.1 b):⑧ 6.5.1 d):⑩	*【申請書】 ①「審査登録申請書」<QI-503TSa> ②「申請書添付資料」<QI-503TSb> ③「詳細情報」<QI-503TSc> ④「審査対象事業所記入用紙」<QI-503TSc 追加> ⑤「今回受審の事業内容」<QI-503TSD> ⑥「顧客指定の製品リスト」<QI-503TSe> ⑦「事業所情報」<QI-503TSf-1~4> ⑧「顧客固有要求事項 (CSR) リスト」<QI-503TSj> ⑨「要求事項対プロセス一覧表」< QI-503TSk > ⑩「顧客固有要求事項対プロセス一覧表」< QI-503TSl > ⑪「遠隔地支援機能と生産事業所のプロセスとの相互作用関連表」<QI-503TSs>	※注記： ④は、上記注 4) に注視し、IATF の OEM 及び IATF の OEM 提携会社が顧客の場合、<QI-503TSc 追加>に supplier code を記入してください。 ⑩は、IATF OEM 顧客が顧客の場合は必ず作成、その他の顧客は、主要取引メーカー 5社を作成してください。		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪
6.1	* 他 の審査機関の審査を受けている生産事業所での遠隔地支援部門に対する是正処置要求調査表	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり→QI-503TSo 添付		<input type="checkbox"/>
6.1	* 組織図	生産事業所 遠隔地支援事業所		<input type="checkbox"/>
6.1	* 遵守すべき要求事項確認票 <QI-503TSq>	※注記：単独、複合審査においても「関連する法的義務」左記提出願います。尚 QMS で提出頂いた資料でも可能です。		<input type="checkbox"/>
6.1	現行又は以前の IATF 認証情報 ※移転審査の場合のみ	登録証のコピー 過去 3 年サイクルの審査報告書 全ての不適合が完了している証拠		<input type="checkbox"/>
3.2	* 変更内容一覧表 <QI-503TSn>	初回申請時は添付不要		<input type="checkbox"/>
【添付資料】・・・各添付資料の右上に①～⑪の No. を記入してください。				
5.7.1 b) 6.5.1 e):① ② 6.5.1 b):②	① 品質マニュアル (最新版) ② * 組織のプロセッサー体系図 (生産事業所毎) (生産事業所内又は、遠隔地の支援部門との相互関係含む/外部委託したプロセッサーの識別を含む)	(文書番号) / (版数) プロセッサー名は QI-503TSf に一致のこと。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5.7.1 c) 6.5.1 c):③ ④	③ * 顧客目標に対するパフォーマンスデータ (※生産サイト毎) ④ * 内部目標に対するパフォーマンスデータ	Stage1, Stage2: 直近 12 カ月間 定期: 前回審査以降 更新: 過去 3 年分 ※定期, 更新: 「顧客情報」「プロセスのパフォーマンス」<QI-503TSp> <QI-503TSp-1>を作成添付。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5.7.1 d) 6.5.1 i):⑤ ⑥	⑤ * 顧客満足及び苦情の要約 ⑥ * 顧客報告書及び/又はスコアカード(コピー含む) (注 4 IATF OEM 顧客は必ず提出)	Stage1, Stage2: 直近 12 カ月間 定期、更新: 前回審査以降 ※顧客苦情の要約には、発生時期、顧客名、品名、クレーム内容、対象サイト、審査できるプロセス名、工程名、発生部門を記載すること。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5.7.1 e) 6.5.1 i):⑦	⑦ 顧客特別状態の通知 (IATF OEM, 自動車メーカーからの納入制限等)	前回審査以降		<input type="checkbox"/>
5.7.1 f)	⑧ 新規顧客に関する通知	前回審査以降		<input type="checkbox"/>
5.7.1 g) 6.5.1 d):⑨ 6.5.1 f):⑨ ⑩	⑨ * 内部監査の結果 ⑩ 資格認定された内部監査員のリスト及び資格認定の基準	Stage1, Stage2: 完全な 1 サイクル分 定期、更新 : 前回審査以降 Stage1、Stage2 : 最新		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6.5.1 g):⑪	⑪ * マネジメントレビューの結果	Stage1, Stage2: 内部監査に続く MR の結果 定期、更新 : 前回審査以降		<input type="checkbox"/>

●変更内容一覧表（初回申請時は添付不要）

登録番号: J Q

①認証範囲の著しい変更(ルール 3. 2f))	⑧組織/経営者・管理責任者の変更(ルール 3. 2d))
②遠隔地支援部門の変更/追加/抹消	⑨住所又は場所の変更(ルール 3. 2e))
③生産事業所の法的名称/所有権の状態の変更 (合併・買収) (ルール 3. 2b), c))	⑩法的地位(ルール 3. 2a))
④拡張生産事業所の変更/追加/抹消	⑪IATF の OEM 顧客の特別状態(ルール 3. 2g))
⑤生産ラインの変更	⑫新たな IATF 承認認証機関への移転(ルール 3. 2h))
⑥従業員数の増加/減少	⑬その他
⑦新規顧客	

変更届け出の要領:

※どの生産事業所、遠隔地支援部門に関連する変更かを、わかるように記入すること。

※重要な変更は、変更日を記入すること。

1. 上記の該当する欄に○印を記入してください。
2. すでにご提出していただいている申請書の記載内容を変更する場合は、変更が影響するすべてのページ及び審査登録申請書[QI-503TSa]を添付してください。
3. 電話・FAX・事務連絡担当者・経理関係担当者情報のみの変更の場合には、この用紙及び変更される該当ページを添付してください。

[変更前の内容]

[変更後の内容]

[変更理由]

◎「会社名」・「事業所名」・「住所」・「製品、プロセス又はサービス」については、必ず英文を併記してください。

◎書ききれない場合は別紙を添付してください。

年 月 日

貴社ご担当者 氏名

印

●変更申請確認表（初回申請時は添付不要）

登録番号：J Q

今回提出書類	様式		変更内容・サイト名
<input checked="" type="checkbox"/>	審査登録申請書	QI-503TSa	
<input type="checkbox"/>	申請書添付資料(別紙 1~7)	QI-503TSb	
<input type="checkbox"/>	詳細情報	QI-503TSc	
<input type="checkbox"/>	審査対象事業所記入用紙	QI-503TSc 追加	
<input type="checkbox"/>	今回受審の事業内容	QI-503TSd	
<input type="checkbox"/>	顧客指定の製品リスト	QI-503TSe	
<input type="checkbox"/>	事業所情報	QI-503TSf	
<input type="checkbox"/>	事業所情報(他の審査機関の審査を受けている生産事業所に対する遠隔地支援部門)	QI-503TSf-1	
<input type="checkbox"/>	事業所情報(他の審査機関の審査を受けている遠隔地支援部門のある生産事業所)	QI-503TSf-2	
<input type="checkbox"/>	事業所情報(生産事業所の製造工程毎の詳細情報)	QI-503TSf-3	
<input type="checkbox"/>	事業所情報(全社登録制度で認証の除外を希望する生産事業所)	QI-503TSf-4	
<input type="checkbox"/>	顧客固有要求事項 (CSR) リスト	QI-503TSj	
<input type="checkbox"/>	要求事項対プロセス一覧表	QI-503TSk	
<input type="checkbox"/>	顧客固有要求事項対プロセス一覧表	QI-503TSl	
<input type="checkbox"/>	[遠隔地支援機能]と[生産事業所のプロセス]との相互作用関連表	QI-503TSs	
<input type="checkbox"/>	他の審査機関の審査を受けている生産事業所での遠隔地支援部門に対する是正処置要求調査票	QI-503TSo	
<input type="checkbox"/>	顧客情報	QI-503TSp	
<input type="checkbox"/>	プロセスのパフォーマンス	QI-503TSp-1	
<input type="checkbox"/>	順守すべき要求事項確認票	QI-503TSq	
<input type="checkbox"/>	単一生産事業所の適格性判断表	QI-503TSr	
<input type="checkbox"/>	拡張生産事業所(他所の事業所)を範囲に含む生産事業所の適格性判断表	QI-503TSr-1	
<input type="checkbox"/>	コーポレートスキーム審査適用の適格性判断表	QI-503TSr-2	
<input type="checkbox"/>	QMS 文書化要求事項の確認表	QI-503TSt	
<input type="checkbox"/>	ステージ 1 準備状況レビューチェックリスト	QI-503TSu QI-503TSu-1	

年 月 日

貴社ご担当者 氏名

印

他の審査機関の審査を受けている生産事業所での遠隔地支援部門に対する是正処置要求調査表

登録組織名称：

審査識別番号：

a)	生産事業所名称	
	審査機関名称	
	遠隔地支援部門の組織（部門）名称	
	是正処置要求の内容 （是正処置要求書及び是正処置報告書のコピーを添付）	<p>是正処置要求対象支援機能：</p> <p>是正処置要求の概要：</p> <p>とられた是正処置の概要：</p>
b)	生産事業所名称	
	審査機関名称	
	遠隔地支援部門の組織（部門）名称	
	是正処置要求の内容 （是正処置要求書及び是正処置報告書のコピーを添付）	<p>是正処置要求対象支援機能：</p> <p>是正処置要求の概要：</p> <p>とられた是正処置の概要：</p>
c)	生産事業所名称	
	審査機関名称	
	遠隔地支援部門の組織（部門）名称	
	是正処置要求の内容 （是正処置要求書及び是正処置報告書のコピーを添付）	<p>是正処置要求対象支援機能：</p> <p>是正処置要求の概要：</p> <p>とられた是正処置の概要：</p>

顧客情報 (顧客パフォーマンス達成状況評価)

生産事業所名:

No.

顧客名	KPI (Key Performance Indicator: 重要業績評価指標)			KPI の目標未達の場合の処置
	品質	納期	特別状態	
IATF OEM				
(OEM 名称) (サブライコト :)	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
(OEM 名称) (サブライコト :)	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
その他の顧客				
	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
内部パフォーマンス				
	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	
	KPI : 目標 : 実績 :	KPI : 目標 : 実績 :	有 無	



QI-0503TS-28
 申請書類「プロセスの

[QI-503TSp-1 Rev. 29]

プロセスのパフォーマンス

申請者識別番号： 申請者名：

生産事業所（又は遠隔地支援事業所）の名称：

プロセス名	プロセス オーナー 名	KPI	3 年前 <small>〇〇年〇月～〇〇年 〇月</small>			2 年前 <small>〇〇年〇月～〇〇年 〇月</small>			1 年前 <small>〇〇年〇月～〇〇年 〇月</small>			今期 <small>〇〇年〇月～〇〇年 〇月</small>			前回審査以 降の傾向	未達成の場 合の対応内 容
			目標 値	実績	達成 状況	目標 値	実績	達成 状況	目標 値	実績	達成 状況	目標 値	実績	達成 状況		

- ※：本資料は、各生産事業所、遠隔地支援事業所毎に作成する。
- ※「プロセス名」：事業所情報[QI-503TSf]のプロセス名を記入する。
- ※「達成情報」：○達成又は×未達成を記号で記入する。
- ※「前回審査以降の傾向」：○向上、△変化なし、×悪化を記号で記入する。

単一生産事業所の適格性判断表

No	適格性基準 (IATFルール5版付属書4 認証構造の適格性基準 参照)	基準を満たすことの説明 (組織記入欄)	適格性可否評価 (JIA-QAセンター記入欄)
1	<p>単一の品質マネジメントシステム (IATF 16949, 4.1 参照)</p> <p>(例)一つの品質マニュアルにおいて適用範囲となっている。(該当条項・部分記載)</p>		
2	<p>独立した意思決定</p> <p>(例)職掌規程、責任・権限規程等に自律的な意思決定を行う権限が規定されている。(該当箇所添付)「組織図」(<QI-503TSb>添付資料)で、他の事業所から組織的に独立している。</p>		
3	<p>顧客に出荷される最終製品に対して、他の製造サイト(すなわち単一の順次製品実現プロセスをもつ)の生産価値創造から独立したサイト</p> <p>(例)品質システム文書(プロセスマップ等)において、他事業所が製造機能の一部を担当する場合は、外注による依頼である。拡張生産事業所(他所の生産事業所)を持たない。(該当箇所添付)</p>		

拡張生産事業所(他所の事業所)を範囲に含む生産事業所の適格性判断表

No	適格性基準 (IATFルール5版付属書4 認証構造の適格性基準 参照)	基準を満たすことの説明 (組織記入欄)	適格性可否評価 (JIA-QAセンター記入欄)
1	<p>全ての生産事業所が使用する単一の品質マネジメントシステムを持つ。(QMS) (IATF 16949、4.4.1参照) 地域化が存在しない。</p> <p>(例) 主生産事業所及び拡張生産事業所が一つのQMS文書において適用範囲となっている。(該当条項・部分記載)</p>		
2	<p>拡張生産事業所は自律的な意思決定権を持たない。主生産事業所に依存する。</p> <p>(例) 職掌規程、責任・権限規程等で、拡張生産事業所に自律的な意思決定を行う権限がない。(該当箇所添付) 「組織図」(QI-503TSb)添付資料)で、生産事業所に組織的に従属している。</p>		
3	<p>拡張生産事業所は主生産事業所から、あるいはそこを通じてのみ支援を受ける。(事業所内支援とみなされる。)</p> <p>(例) 「組織のプロセス体系図」(QI-503TSM:5.7.1a)添付資料に、拡張性事業所が受ける支援が全て記載され、その全てを主生産事業所から(又は経由で)受けている。</p>		
4	<p>主生産事業所のトップマネジメント(TM)に拡張生産事業所のQMS活動に対して権限と責任があり、拡張生産サイトの組織上の変更を開始できる。</p> <p>(例) 職掌規程、責任・権限規程において、主生産事業所の要員が拡張生産事業所の活動に対する責任・権限を有し、それに拡張生産サイトに対して組織上の変更を行う権限が含まれる。(該当箇所添付)</p>		
5	<p>主生産事業所のTMは主生産事業所及び各拡張生産事業所でのQMSの定義、実行、及び継続的改善に関して責任を持つ。</p> <p>ISO9001 4.4.1 c) プロセスの運用・管理の判断基準・方法の決定・適用 4.4.1 g) プロセスの評価、意図した結果達成に必要な変更 5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.2 方針 6.2 品質目標及びそれを達成するための計画策定</p> <p>IATF 16949 6.2.2.1 同上</p> <p>(例) QMS文書の○項により、TMが定義、実行、及び継続的改善の責任を持つことが規定されている。 (個別に該当条項・部分記載又は該当箇所添付)</p>		
6	<p>主生産事業所のTMは、各拡張生産事業所の認証適用範囲内で遂行される全ての製品及び/又はサービスについて、単一のマネジメントレビュー及び顧客パフォーマンスレビューを実施する責任を持つ。</p> <p>(IATF 16949, 9.3参照)</p> <p>(例) QMS文書の○項に、TMがマネジメントレビュー及び顧客パフォーマンスのレビューの実施に責任を持つことが規定されている。(該当条項・部分記載又は該当箇所添付)</p>		
7	<p>主生産事業所のTMは、主生産事業所及び全ての各拡張生産事業所の認証適用範囲内で遂行される全ての製品及び/又はサービスについての是正処置及び予防処置に対し、責任を持つ。(IATF 16949、10.2参照)</p> <p>(例) QMS文書の○項に、TMが製品及び/又はサービスについての是正処置及び予防処置に責任を持つことが規定されている。(該当条項・部分記載又は該当箇所添付)</p>		
8	<p>拡張生産事業所は主生産事業所に合理的な近さに位置している。</p> <p>(例) (指示文書、システム帳票、メール等の例)を用いて、収集・伝達・実施のプロセスを問題なく実施している。 (例を添付)</p>		

コーポレートスキーム審査適用の適格性判断表
(複数の生産事業所が共通支援事業所とともに集散的に審査される。)

No	適格性基準 (IATFルール5版付属書4 認証構造の適格性基準 参照)	基準を満たすことの説明 (組織記入欄)	適格性可否評価 (JIA-QAセンター記入欄)
1	各生産事業所において、地域依存性のある一つのコーポレート品質マネジメントシステム (例) 認証の対象となる及びなるべき、複数の生産事業所及び支援担当部署の全てを適用範囲とする一つの品質マネジメントシステム(QMS)を持つ。QMS文書の適用範囲に明確に規定されている。 (該当条項・部分記載又は該当箇所添付)		
2	コーポレートの監督による自律的意思決定 (例) 中央機能 (No.3) の下にQMSが運営されることがQMS文書に明記されている。中央機能の下に製造事業所に必要な責任・権限が与えられていることが、(職掌規程、責任・権限規程等名) に規定されている。 (該当条項・部分記載又は該当箇所添付) 会社又は組織全体の「組織図」 (<QI-503TSb>添付資料) で、各生産事業所の上記位置づけが明確に示されている。		
3	5.3 a) 品質マネジメントシステムは中央集権的に構築し、運営管理し、及び全てのサイトで正規の IATF 16949 内部監査を行わなければならない。 (該当条項・部分記載又は該当箇所添付)		
	5.3 b) 品質マネジメントシステムは、IATF 16949 に適合していなければならない。 (適合していることを確認した内部監査記録及びマネジメントレビュー記録、自己評価結果 等を添付)		
	5.3 c) 中央集権的に運営管理され得る場合には、必ず次の事項を含める。 (該当条項・部分記載又は該当箇所添付)		
	(1) 戦略企画、方針策定		
	(2) 契約内容の確認。ただし、現地の注文受諾は許容される。		
	(3) 供給者の承認		
	(4) 教育訓練ニーズの評価 (活動には現地固有の側面があってもよい)		
	(5) 同じ品質マネジメントシステム文書 (レベル1及びレベル2) 及びその変更		
	(6) マネジメントレビュー		
	(7) 是正処置の評価		
	(8) 内部監査の計画策定及び結果の評価		
	(9) 品質計画及び継続的改善活動 (活動には現地固有の側面があってもよい)		
	(10) 設計活動		

QMS 文書化要求事項の確認表

IATF 16949 で文書化を 要求されている条項		品質マニュアルの条項・参照文書等(図表を含む。) (記載例: QM の○.○項/「…管理規程」X001-01)	事前資料評価 (JIA-QA センター記入欄)
7.5.1.1 a)	QMS の適用範囲、除外 があればその詳細と正当 化する理由		
7.5.1.1 b)	以下の条項で要求された文書化されたプロセス、またはその言及		
	1 4.4.1.2		
	2 7.1.5.2.1		
	3 7.2.1		
	4 7.2.3		
	5 7.3.2		
	6 7.5.3.2.2		
	7 8.3.1.1		
	8 8.3.3.3		
	9 8.4.1.2		
	10 8.4.2.1		
	11 8.4.2.2		
	12 8.4.2.4		
	13 8.5.6.1		
	14 8.5.6.1.1		
	15 8.7.1.4		
	16 8.7.1.5		
	17 8.7.1.7		
	18 9.2.2.1		
	19 10.2.3		
	20 10.2.4		
	21 10.3.1		
7.5.1.1 c)	組織のプロセス、順序及 び相互作用（インプット 及びアウトプット）、 アウトソースしたプロセス があればその管理の方 式及び程度を含める。		
7.5.1.1 d)	組織の QMS のどこで CSR に対処されているか を示す文書(例: 表、リス ト、又はマトリックス)		

[QMS 文書化要求事項の確認表 記入上の注意事項]

- (1) この表は、初回又は移転、定期、更新の毎審査時に作成してください。
- (2) この表は、複数ページにまたがっても構いません。
- (3) 「品質マニュアルの条項・参照文書等(図表を含む。)」の欄に、各条項で要求されている項目を規定している品質マニュアルの条項や図表番号、並びに、下位文書を参照している場合はその文書名・文書番号を記入してください。
- (4) 各文書化要求項目は全て、品質マニュアルに記載又は引用されている必要があります。
単に『・・・を品質文書に含める。』あるいは『・・・について文書化したプロセスを持つ。』と記述したのみで、そのプロセスに関する記述が品質マニュアルに記載または引用されていない場合は、適切ではありません
品質マニュアル中に、プロセス等の内容を具体的に記述するか、または、『・・・の手順について、〇〇規程に定める。』のように記述する必要があります。
- (5) 「事前資料評価」の欄は記入不要です。JIA-QA センターで使用します。

ステージ1 準備状況レビューチェックリスト

ルール 6.5.1 ステージ1 の計画立案

No	レビューに必要な文書 (IATF ルール 5 版 6.5.1 参照)	事前提出資料 文書名・改訂日 (組織記入欄)	事前資料評価 (JIA-QA センター記入欄)
a)	遠隔地支援機能及びそれが提供する支援に関する記述		
b)	順序及び相互作用を示すプロセスの記述。これには遠隔地支援機能及びアウトソースされたプロセスの特定を含む。		
c)	少なくとも直近 12 ヶ月間の主要指標及びパフォーマンスの傾向		
d)	組織のプロセスは IATF 16949 のすべての要求事項に対処しているという証拠		
e)	品質マニュアル、これには生産事業所内又は遠隔地にある支援機能との相互作用を含む。		
f)	IATF 16949 に対する完全な 1 サイクル分の内部監査及びマネジメントレビューの証拠 内部監査の証拠、これには適用される顧客固有要求事項を含む。		
g)	資格認定された内部監査員のリスト及び資格認定基準		
h)	自動車産業の顧客のリスト、及び該当する場合にはその顧客固有要求事項		
i)	顧客苦情の概要及び対応、スコアカード及び特別状態。ただし、該当するものがある場合		

内部監査員

No	審査タイプ	資格認定された監査員の人数 (人)
1	品質マネジメントシステム監査	
2	製造プロセス監査	
3	製品監査	

ステージ1 文書化要求事項

No		組織の状況及び事前提出資料 (組織記入欄)	事前資料評価 (JIA-QA センター記入欄)
1	品質マニュアルは IATF 16949 条項 7.5.1.1 の要求事項を満たしているか？ 「QMS 文書化要求事項の確認表」<QI-503TSu>を参照		
2	コントロールプランは附属書 A の要求事項を満たしているか？		
3	組織は自社の製品にソフトウェアを組込んでいるか (IATF 16949 条項 8.4.3.1)		
4	組織はソフトウェアの設計に対する責任を有しているか (IATF 16949 条項 8.3.2.3) ?		
	はいの場合、ソフトウェアの設計はアウトソースされているか？		
5	組織のウェブサイトのアドレス		
6	ウェブサイトは提案された適用範囲を正確に反映しているか？		
7	品質マネジメントシステムの実施にコンサルタントが使用されたか？		
8	組織には少なくとも 12 ヶ月間のデータがあるか？		